

確定申告について

津島税務署からのお知らせ

問 津島税務署 ☎(26)2161

※電話は自動音声により案内しています。音声案内に従い「2」を選択してください。

令和5年分の確定申告会場は、2月16日(金)から3月15日(金)までの間、津島市文化会館で開設します。

〔 税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日など)は、相談および申告書の受け付けは行っていません。ただし、2月25日(日)に限り、確定申告の相談および申告の受け付けを行います。 〕

確定申告会場は、大変混雑しますので、ご自宅などからのe-Tax申告をご利用ください(確定申告期限間際は特に混雑しますので、ご来場をお考えの方は、早期のご来場をお願いします。)

なお、確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきますので、事前にマイナポータルアプリをインストールするとともに、マイナンバーカード(※)をお持ちいただくと申告書の作成がスムーズに行えます。

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

また、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、確定申告会場での当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二つの方法で配布しています(入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。)

ご来場の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をご用意ください。

インボイス制度について

令和5年10月から開始したインボイス制度について、国税庁ホームページに「インボイス制度特設サイト」を設けています。特設サイトでは、インボイス制度の詳しい情報、インボイス制度に関する説明会の案内、インボイス制度についての解説動画(国税庁動画チャンネル)やQ&Aなどを掲載しています。ぜひ、ご参照ください。

TIPS 今度の確定申告はいつでもどこでもスマホで完結！

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンとマイナンバーカードがあれば、「e-Tax」を利用して、簡単に確定申告を行うことができます。「e-Tax」にはメリットがいっぱい！

既にほとんどの方がe-Taxで申告をしています。積極的な「e-Tax」のご利用をお願いします。

- ・申告会場まで行って待つ必要なし！
- ・申告期間中24時間いつでも申告可能！
- ・書面申告よりも早期還付！
- ・自動計算なので計算間違いなし！
- ・還付の申告なら1月4日から可能！



e-Tax 公式



わからないことは
こちらで解決！



確定申告書等
作成コーナー

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作するだけで、所得税の申告書や青色申告決算書・白色収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。令和6年2月以降は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にマイナポータルと連携すると、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力される予定です！(お勤め先から税務署にe-Tax等で提出された源泉徴収票が対象となります。)

